

介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

令和3年5月7日更新

No.	分類【見出し】	項目	質問内容	回答	更新日追加日
1	1-1 総合事業	総合事業の主旨	総合事業とは？	総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。(介護保険係)	28.12.8更新
2	1-2 総合事業	総合事業開始による主な変更点	総合事業開始による主な変更点は？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の地域支援事業※(介護予防事業、包括的支援事業、任意事業)の中の介護予防事業が新しい介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業)に変更になります(総合事業は地域支援事業の中の一部です)。 ・ 現行の介護予防給付のうち訪問介護・通所介護について、地域支援事業の中の新しい介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に移行します。 ・ 現行の介護予防給付の中の訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供の継続となります。 ・ 詳しくは厚生労働省の「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」の11ページ「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成」をご覧ください。 ※地域支援事業 高齢者が介護(要支援)状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、各区市町村が実施する事業。(介護保険係)	28.12.12更新
3	1-3 総合事業	総合事業ガイドライン	総合事業の内容を詳しく知るには？	「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」を厚生労働省のホームページからご覧いただけます。「介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A」も同ホームページからご覧になれます。(介護保険係)	28.12.8更新
4	1-4 総合事業	総合事業の開始時期	いつから開始するのか？	下妻市では、平成29年4月1日から開始します。総合事業開始時点では、予防給付型サービス(現行相当の訪問介護及び通所介護)及び通所型サービスC、介護予防ケアマネジメントを実施します。(介護保険係)	28.12.5更新

介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

令和3年5月7日更新

No.	分類【見出し】	項目	質問内容	回答	更新日追加日
5	1-5 総合事業	総合事業サービスの利用	総合事業のサービスを利用するには？	まずは、介護保険課にご相談下さい。ここでの相談は、希望するサービスや要介護認定等の申請も含む広い意味での相談になります。窓口担当が具体的に総合事業の利用が要介護認定を受けるかなどについて幅広い視点で相談を受けます。総合事業では、既存の介護予防の訪問介護事業者や通所介護事業者がみなし指定事業者として利用可能な他、多様なサービスを選択することが可能になります。（介護保険係）	28.12.8更新
6	1-6 総合事業	総合事業の周知	市民への周知はどのように行うのか？	今回の改正で不安や心配をおかけしないよう、十分な周知が必要と考えております。具体的には、以下を実施予定です。 ○29年1月以降、要支援1・2の認定結果が出た方（29年4月以降認定の方）について、認定結果通知にチラシを同封 ○事業者の皆様にも説明会や市ホームページ等により周知 ○広報しもつま・市ホームページ等による事業の周知 ○リーフレット等を作成し、市民センターや市役所窓口で配付等を実施し、事業の円滑な移行に努めたいと考えています。事業者の皆様からも利用者への周知を宜しく願います。（介護保険係）	28.12.5更新
7	1-7 総合事業	総合事業の「訪問型」サービスについて	下妻市ではどのようなサービス類型を考えているか？	現行の介護予防訪問介護・通所介護は総合事業においては、介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービスとして継続します。多様なサービス（訪問型サービスA～D）については、初年度は実施しない考えですが、今後ニーズや実施事業者を把握し行ないたいと思います。（介護保険係）	28.12.5更新
8	1-8 総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業の「通所型」サービスについて	下妻市ではどのようなサービス類型を考えているか？	現行の介護予防訪問介護・通所介護は総合事業においては、介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービスとして継続します。多様なサービス（通所型サービスA～C）については、初年度は通所型Cのみ行ない、他のサービスについては、今後ニーズや実施事業者を把握し行ないたいと思います。（介護保険係）	28.12.5更新
9	1-9 総合事業	総合事業の「一般介護予防事業」サービスについて	下妻市ではどのような類型を考えているか？	一般介護予防事業の類型の内、介護予防普及啓発事業として、各種介護予防教室の実施回数やメニューの充実を考えております。また新事業として地域リハビリテーション活動支援事業（介護予防の取組を機能強化するために、リハビリテーション専門職等の関与の促進）を考えております。（介護保険係）	28.12.5更新

介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

令和3年5月7日更新

No.	分類【見出し】	項目	質問内容	回答	更新日追加日
10	2-1 事業者指定	みなし指定を受けていない事業者の総合事業のサービス提供	みなし指定を受けていない新規事業者は総合事業のサービス提供は出来ないのか？	<p>平成27年4月1日以降に都道府県又は市区町村の介護予防の訪問・通所介護の指定を受けた事業者のサービス提供については、別途下妻市の指定を受けることでサービスを提供することが出来ます。</p> <p>■みなし指定事業者とは 各自治体により平成27年3月31日までに介護予防訪問・通所の事業指定を受けた事業者です。（この期日以降、事業所番号を変更した場合は、みなし指定ではなくなります。）平成27年4月1日以降に指定を受けた事業者が、引き続き要支援者にサービスを提供するためには、下妻市において総合事業の事業者指定をとる必要があります。 ※みなし指定の有効期限は、平成30年3月31日としていますので、平成30年4月1日に初回の更新が必要になります。この更新の申請書類や時期については、追ってお知らせいたします。</p> <p>■みなし指定を受けていない新規事業者の指定受付 介護保険課に事前連絡の上、お越しく下さい。【受付はH29年2月以降予定】 （他市町村の事業者も含め、予防給付〔介護予防訪問介護及び介護予防通所介護〕は平成30年3月31日末までありますので、それまでは受け付けます。） ※新規利用者へのサービス提供は指定を受けてからとなります。（介護管理係）</p>	
11	2-2 事業者指定	下妻市以外の事業者の指定（みなし指定、みなし指定以外）	下妻市以外に所在する事業所で、下妻市の被保険者に対してサービス事業を提供するには？	<p>みなし指定を受けている事業者は、予防給付型については特に手続は必要ありません。</p> <p>みなし指定を受けていない事業者は、予防給付型とともに総合事業実施のため下妻市の指定申請が必要です。</p> <p>【ケアプラン作成時の留意事項】 下妻市に住民登録している利用者について、他市町村に所在する事業所のサービスを位置づける場合、下妻市のサービスを提供することになるため、下妻市の介護予防事業の指定（みなし指定を含む）を受けている事業者であるかどうか確認が必要です。（介護管理係）</p>	

介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

令和3年5月7日更新

No.	分類【見出し】	項目	質問内容	回答	更新日追加日
12	3-1 契約・定款	総合事業の実施に伴う定款の取扱い	総合事業実施のために、定款の変更は必要か？必要な場合の記載内容は？	<p>定款の変更は必要となりますが、総合事業移行年度である平成29年度は、介護予防訪問・通所介護と総合事業が併存することから、事業所の対応は次のとおりです。</p> <p>【みなし指定事業者】 平成27年3月31日までに指定を受けた介護予防訪問介護又は介護予防通所介護事業者は、そのまま総合事業のみなし指定となるため、あらかじめ総合事業の指定申請書類として定款等を求めることはありません。ただし、みなし指定の有効期間（平成30年3月31日まで）以降は、指定の更新を受けなければならない、それまでに定款等へ総合事業でサービス名を記載しておく必要があります。</p> <p>【みなし指定を受けていない事業者】 平成27年4月以降、介護予防訪問介護または介護予防通所介護の新規指定を受けた場合には、「みなし指定」の対象とはならないため、総合事業を実施する場合には総合事業についての新規指定が必要です。 ☆定款の体裁（記載内容）は法人により異なりますので、医療法人、社会福祉法人等はそれぞれを所管する部署へ確認してください。</p> <p>【介護保険法改正によるサービス名称の変更】 ・介護予防訪問介護 ⇒ 第1号訪問事業 ・介護予防通所介護 ⇒ 第1号通所介護 ※第1号訪問介護及び第1号通所事業には、現行相当サービスおよび緩和した基準によるサービス（訪問型サービスAまたは通所型サービスA）の実施の場合も含まれます。（介護管理係）</p>	
13	3-2 契約・定款	運営規程	運営規定は新たに作成する必要があるのか？	<p>新たに作成していただくこととなります。 既存の運営規程等に「第1号事業」の内容を追加するなどの対応が必要となります。指定手続きの際の申請書類に含まれます。（介護管理係）</p>	
14	3-3 契約・定款	総合事業のサービスコード	サービスコードはどれを利用するのか	<p>※正式なサービスコード表及び単位数表マスターは下妻市のホームページに掲載予定です。 <サービスコード>（イメージ） ○訪問型サービス ○通所型サービス</p> <p>【みなし指定（有）】 A1 A5 【みなし指定（無）】 A2 A6</p> <p>【介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（訪問型・通所型共通）】 ・予防給付を含む場合 46 ・総合事業のみの場合 AF</p> <p>（介護管理係）</p>	

介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

令和3年5月7日更新

No.	分類【見出し】	項目	質問内容	回答	更新日追加日
15	3-4 契約・定款	サービス単価	報酬の単位はどう考えるか？	現行の要支援のサービスを同じ料金設定で、月単位となります。加算も同様です。ただし、開始月及び終了月は日割りになる場合がありますので、ご注意ください。（介護管理係）	
16	3-5 契約・定款	事業対象者との契約	事業対象者には、新たな契約書を作成するの？	新たに契約書を作成するか、又は現在使用している契約書に第1号事業の必要事項を加えて作成してください。重要事項説明書についても実際のサービス提供時までに変更が必要と考えます。（介護管理係）	
17	4-1 対象者と利用手続き	事業対象者	事業の対象者は？	<p>(1) 要支援認定を受けた（要支援1、2）もしくは、 (2) 基本チェックリストに該当し、地域包括支援センター等に介護予防ケアマネジメントの依頼を行った人、のいずれかです。</p> <p>■該当者には被保険者証の「要介護状態区分等」の欄に、「要支援1」「要支援2」「事業対象者」のいずれかが印字されますので、区分に応じた給付管理が必要です。 ■対象者へのサービス提供の必要性・内容等については、これまでどおり、介護予防ケアマネジメントに基づき判断します。 ■第2号被保険者は、特定疾病に起因して認定を受けた人のみが利用可能な仕組みであるため、要支援認定が必要になります（基本チェックリストは不可）。（地域包括支援センター）</p>	28.12.12更新
18	4-2 対象者と利用手続き	要介護認定の受付	市窓口では従来どおり要介護認定の申請を受け付けるの？	市役所窓口においては、従来どおり、要介護認定の申請を受け付けます。要介護認定審査で非該当になった場合や、認定の更新の際で、本人や家族の意向を踏まえて、サービス事業の利用が適当と判断できる場合などは、基本チェックリストに該当し、地域包括支援センター等に介護予防ケアマネジメントの依頼を行うことにより、サービス事業を利用できることとなります。（介護保険係）	
19	4-3 対象者と利用手続き	事業対象者と予防給付	事業対象者が予防給付（訪問介護、通所介護以外のサービス）を利用する場合はどのような手続きが必要か？	<p>訪問看護、福祉用具貸与などの予防給付を利用する場合や、予防給付とサービス事業を併用する場合は、要支援認定が必要です。</p> <p>■要支援認定の結果が非該当の場合でも、基本チェックリストに該当し、地域包括支援センター等に介護予防ケアマネジメントの依頼を行った「事業対象者」は、サービス事業のみを利用できます。（介護保険係）</p>	

介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

令和3年5月7日更新

No.	分類【見出し】	項目	質問内容	回答	更新日追加日
20	4-4 対象者と利用手続き	事業対象者の転出について		「事業対象者」が他の市町村に転出するときは、要介護（要支援）認定と異なり「事業対象者」としての認定は引き継がれません。（受給資格証明書の発行もありません。）本人が「事業対象者」の手続きを希望する場合は、改めて転出先の市町村が定めたルールによる手続きが必要になります。（介護管理係）	28. 12. 9追加
21	4-5 対象者と利用手続き	基本チェックリストの記入	基本チェックリストは誰がチェックするのか？また、誰が審査をするのか？	基本チェックリストの25項目は利用者本人がチェックします。要介護認定のように、行政機関が法規に基づいて決定するもの（行政処分）ではないため、審査の仕組みはありません。 また、基本チェックリストに該当しただけでは「事業対象者」とはなりません。基本チェックリストに該当し、かつ、地域包括支援センター等に介護予防ケアマネジメントの依頼を行った際に、はじめて「事業対象者」と認定され、「事業対象者」と印字された被保険者証が発行されます。 介護予防ケアマネジメントにおいては、基本チェックリスト項目についてもアセスメントの中で再度確認し、利用者の生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるだけではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていきます。（介護保険係）	
22	4-6 対象者と利用手続き	基本チェックリスト実施上の留意点	基本チェックリストを実施する場合の留意点は？	基本チェックリストに該当しただけではサービス事業を利用できないため、地域包括支援センター等への介護予防ケアマネジメントの依頼が必要です。市役所窓口にて介護予防ケアマネジメントの依頼を行うことで、「事業対象者」と印字された被保険者証が発行されます。事業対象者が利用できるサービスはサービス事業のみに限定されるため、予防給付を利用する場合は、要支援認定が必要です。事業対象者の区分支給限度額は要支援1と同等とされています。そのため、要支援2相当のサービス量が必要な場合は、必ず要支援認定の申請をしてください。（介護保険係）	
23	4-7 対象者と利用手続き	基本チェックリストの有効期限	基本チェックリストによる事業対象者の有効期間は？	基本チェックリストに該当し、地域包括支援センター等に介護予防ケアマネジメントの依頼を行った「事業対象者」には、要支援認定（介護予防・生活支援サービス事業移行後は最大24ヶ月）のような有効期間は設定されておりません。従って、利用者の心身の状況等に変化があり、従来のサービスでは十分な支援ができないと判断する場合は、要介護認定申請の手続きをお勧めします。（介護保険係）	
24	4-8 対象者と利用手続き	要支援者への総合事業の説明時期	要支援者の利用者に総合事業の説明を行うタイミングは？	要支援者が認定更新して要支援継続となった場合は、総合事業のサービスへ移行するため、このタイミングでの説明が必要と考えます。（介護保険係）	

介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

令和3年5月7日更新

No.	分類【見出し】	項目	質問内容	回答	更新日追加日
25	4-9 対象者と利用手続き	チェックリストによる事業対象者の有効期間		「事業対象者」は有効期間の終期が無い為、更新手続きなどは不要です。要介護または要支援認定者になるまで「事業対象者」として総合事業サービスのみ利用することが出来ます。 ※「事業対象者」が認定申請により要介護者または要支援者となった後、再度「事業対象者」になる場合は、改めて「基本チェックリストによる判定結果（該当）」と「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」等の提出が必要となります。（介護保険係）	28. 12. 9追加
26	4-10 対象者と利用手続き	基本チェックリストの提出	基本チェックリスト提出は代行できますか？ できる場合、委任状は必要ですか？	基本チェックリストの提出を家族やケアマネージャーなどが代行することができます。代行する際は、書かれた内容が見えないよう封入のうえ提出してください。その場合の委任状について、現時点で求めておりません。（相談者の欄には、代行者の氏名を記入して下さい） （介護保険係）	29. 2. 17追加
27	4-11 対象者と利用手続き	基本チェックリストによる総合事業の対象者の判定	基本チェックリストによる事業対象者とは、①から⑦の全てにチェックがある方ですか？ 対象者であるかは記入（受付）時点で分かるのですか？	基本チェックリストの①から⑦にいずれかに該当があった方が、事業対象者となりますので、その場で対象者かどうか分かります。（介護保険係）	29. 2. 17追加
28	4-12 対象者と利用手続き	総合事業の事業対象者の保険証発行	基本チェックリストの結果、事業対象者となり、その場で介護予防ケアマネジメントを依頼した場合、保険証は即日発行されますか？	保険証は、総合事業の事業対象者である旨を記載したうえで後日郵送いたします。（介護保険係）	29. 2. 17追加
29	4-13 対象者と利用手続き	介護予防計画と介護予防ケアマネジメントによる被保険者証の使い分け	介護予防計画の被保険者証では、介護予防ケアマネジメントのサービスは利用できないのか？（認定審査中に、予防通所リハビリから予防通所介護に変更する場合等）	利用することができます。（介護保険係）	29. 2. 17追加

介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

令和3年5月7日更新

No.	分類【見出し】	項目	質問内容	回答	更新日追加日
30	4-14 対象者と利用手続き	介護予防ケアマネジメントの依頼	介護予防ケアマネジメントの依頼はどのように行ったらよいか？ 依頼の代行はできますか？	<p>介護予防サービス計画作成と介護予防ケアマネジメント依頼（変更）の届出を兼ねた次の様式に記入のうえ、市介護保険課に提出してください。</p> <p>なお、提出の代行も可能ですが、マイナンバーの記載を行う場合は、委任状が必要です。（介護保険係）</p> <p>●届出書（様式） 「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」</p>	29. 2. 17追加
31	4-15 対象者と利用手続き	事業対象者と予防給付	要支援1の方で通所介護又は訪問介護（又は双方のサービス）の利用者が、総合事業のケアマネジメントで計画を立てていたが、福祉用具貸与や訪問リハビリ等給付サービスを追加する場合ほど	<p>要介護認定を受けた方は、介護予防サービス計画に基づいて福祉用具等のサービスを受けることができます。</p> <p>一方、チェックリストにより総合事業の事業対象者となった方が、福祉用具等の介護給付サービスを受けるためには、要介護認定を受ける必要があります。（介護管理係）</p>	29. 2. 17追加
32	5-1 サービス利用限度額	サービス利用限度額	サービス利用限度額はどのように考えるか？	<p>要支援者のサービス利用限度額は、現行と変わりません。新たに事業対象者となった方については、要支援1相当とし5,003単位としています。</p> <p>総合事業のサービスは、要支援1相当としているため、「週1回の利用」を目安としていますが、ケアマネジメントを経て最適なサービスを提供することが前提ですので、あくまでも目安という取扱いです。</p> <p>例】要支援2で通所介護を週2回のサービスが必要な方について、週1回にするということではありません。サービス利用限度額を使い切るサービス提供ではなく、ケアマネジメントを経て、利用者に最適なサービス提供をすることを想定しています。（介護管理係）</p>	
33	6-1 介護予防ケアマネジメント	介護ケアマネジメントの取扱件数の算定	居宅介護支援費の取扱件数の算出に関して、介護予防ケアマネジメントも同様に数えるのか？ または取扱件数に入れないことになるのか？	<p>委託を受けた介護予防支援は受託件数×1/2件と数えますが、介護予防ケアマネジメントの件数は、居宅介護支援費の通減制には含まれませんので、取扱件数には入れません。</p> <p>介護予防支援費（予防給付を利用もしくは予防給付とサービス事業との併用）は従来どおり取扱件数に入れることとなります。（地域包括支援センター）</p>	28. 12. 12更新

介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

令和3年5月7日更新

No.	分類【見出し】	項目	質問内容	回答	更新日追加日
34	6-2 介護予防ケアマネジメント	初回加算	介護予防支援費・介護予防ケアマネジメントについて、初回加算を算定できるのはどのような場合か？	<p>介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて、初回加算を算定できるのは次の場合です。</p> <p>① 当該利用者について、過去2ヶ月以上、介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合に、介護予防サービス・支援計画書を作成（アセスメント実施を含む）した場合。</p> <p>② 要介護者が要支援認定を受けた場合又は事業対象者になった場合。一方、次のような場合は、初回加算を算定できません。</p> <p>① 要支援者が認定の更新をして、総合事業のサービスを利用した場合。</p> <p>② 要支援者が事業対象者になった場合（又はその逆）。</p> <p>③ 予防給付のサービスを使うことになり、介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行した場合（又はその逆）。（地域包括支援センター）</p>	28.12.12更新
35	6-3 介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントの届出	<p>介護予防ケアマネジメントを依頼された場合、委任状は必要か？</p> <p>サービスの変更・移行（給付サービス⇔サービス事業）に伴う届出は必要か？</p>	<p>介護予防ケアマネジメントの依頼届出は、利用者本人がチェックのうえ、家族や地域包括支援センター、居宅介護支援事業者が代理で市窓口へ提出することが可能です。</p> <p><u>介護給付から予防給付又は介護予防・生活支援サービス事業に移行する場合</u>で、ケアマネジメントの実施者が居宅介護支援事業者から地域包括支援センターに変更する場合は、依頼届出が必要です。</p> <p>なお、<u>要支援者が、予防給付から介護予防・生活支援サービス事業に移行する場合</u>は、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへ移行することとなりますが、この場合、要支援者であることは変わらず、ケアマネジメントを実施する地域包括支援センターも変わらないため、届出書の提出は省略できます。</p>	28.12.12更新
36	6-4 介護予防ケアマネジメント	住所地特例対象者と介護予防ケアマネジメント	住所地特例対象者のケアマネジメントは誰が行うか？	<p>平成27年4月からの制度改正に伴い、住所地特例者の介護予防ケアマネジメント（介護予防支援も同様）は、居住する施設が所在する市町村（以下、施設所在市町村）で行うこととなりました。従って、介護予防ケアマネジメントの依頼届出も施設所在市町村に対し届け出るようになります。（地域包括支援センター）</p>	28.12.12更新

介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

令和3年5月7日更新

No.	分類 【見出し】	項目	質問内容	回答	更新日 追加工
37	7-1 基本チェックリスト	認定期間満了と基本チェックリストの実施	認定期間満了に伴い基本チェックリストを実施する場合の時期は？	<p>特に規定は設けていませんが、要支援認定の有効期間が終了する前の概ね1か月程度以内が適当と考えます。</p> <p>これについては、以下の取り扱いを予定しています。</p> <p>①要支援認定の満了日前に基本チェックリストを行い、要支援認定を更新せず、事業対象者としてサービスを継続しようとする場合には、当該満了日の翌日に基本チェックリストを実施したとみなす。</p> <p>②具体的には、要支援認定の満了日前に、介護保険課に対し介護予防ケアマネジメントの届出があった場合、「現在の要支援認定内容を記載した資格者証」及び「満了日の翌1日に基本チェックリストを実施し事業対象者となった旨の被保険者証」の2点を利用者に対し郵送します。（介護保険係）</p>	
38	8-1 給付管理	給付制限	保険料滞納による給付制限はあるのか？	<p>介護予防・生活支援サービス事業は、予防給付相当のサービスから地域における支え合いの体制づくり（サービスB）まで多種多様なサービスを組み合わせて提供する自立支援・重度化予防の取組みであるため、一部のサービス（予防給付型・生活支援型）のみに給付制限を実施するのは、事業の趣旨に馴染まないと考えており、現時点では実施しません。</p> <p>なお、従来の給付サービス（介護給付・予防給付）はこれまでどおり給付制限が適用されますので、被保険者証でご確認ください（給付制限が適用されないのは介護予防・生活支援サービス事業の利用のみ）。（介護管理係）</p>	
39	8-2 給付管理	介護報酬請求	予防通所介護だけを利用している人と、福祉用具貸与を併用している人では給付管理票に違いがあるのか？	<p>違いはありません。 現行どおり実績報告書を提出ください。（市地域包括支援センター）</p>	29.2.17追加

介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

令和3年5月7日更新

No.	分類 【見出し】	項目	質問内容	回答	更新日 追加工
40	9-1 サービス移行	住所地特例対象者とサービス事業	住所地特例対象者に対する介護予防・生活支援サービス事業のサービス提供はどうか？	住所地特例対象者に対する介護予防・生活支援サービス事業については、居住する施設が所在する市町村が行います。従って、他市町村の被保険者であっても、下妻市に施設がある住所地特例対象者については、下妻市のサービスを提供します。また、平成27年4月から、介護予防ケアマネジメントとともに、予防給付による介護予防支援は、施設所在市町村の地域包括支援センター等が行うことになりました。介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の実施に当たっては、被保険者証の住所欄を必ず確認してください（他市町村の被保険者証であっても、住所欄が下妻市内であれば実施の対象となります。逆に下妻市の被保険者証であっても住所欄が他市町村であれば、対象外となります）。なお、要介護（支援）認定については、従来どおり保険者市町村が行います。（介護管理係）	
41	9-2 サービス移行	サービス事業と公費負担	生活保護受給者が介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合、自己負担は公費負担か？	介護扶助費（公費負担）として、指定事業者によるサービス提供については、利用者の自己負担分について給付を行います。（介護管理係）	
42	10-1 報酬関係	日割り請求 (新型コロナウイルス関連)	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、計画に定められたサービスを提供できなかった場合、日割り請求をすることは可能か。	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、事業所が休業（都道府県等からの要請による場合と自主的に実施する場合のいずれも含む）を行った場合、休業期間分については日割り請求を行うことが可能となります。休業を行わない場合は通常どおり月額包括報酬の請求となります。日割り計算の方法は、月の総日数から、新型コロナウイルス感染症の影響により休業した期間（定期休業日を含む）を差し引いた日数分について請求することができます。なお、休業の影響を受けず、適切な利用回数等のサービスが提供された利用者については、日割り計算は行わないこととし、振替等の方法により適切な利用回数が確保された場合にも日割り計算は行わないこととします。	R2.4.17 ※R3.5.7追記